

写

発福保第1135号
令和6年1月25日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長 西村教子様

鳥取市長 深澤義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため、安定的な制度運営が求められています。

本市が国保保険者として「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、国保制度改革に伴う都道府県化の中で責務を果たしていくため、令和6年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

1. 国の動向

国の「令和6年度税制改正大綱」では、国民健康保険料の賦課限度額基準は後期高齢者支援分を24万円（現行22万円）に引き上げる政令改正が予定されています。

2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。

令和6年度の納付金については、鳥取県が過去3年間の実績に基づき被保険者数と医療費総額の推計を大きく減少させたことに伴い、本市の納付金も令和5年度と比べて約5億8千万円の減が見込まれています。

これにより、本市の保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しです。

これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問します。

3. 諮問事項

(1) 国民健康保険料の賦課限度額について

【改正案】後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

- ・医療分（基礎賦課額） 65万円（現行どおり）
- ・後期高齢者支援分 24万円（現行22万円）
- ・介護納付金分 17万円（現行どおり）

(2) 国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は現行どおり据え置きとする。

		保険料率	【参考】県標準保険料率
医療分	所得割	6.1%	5.54%
	均等割	20,900円	22,949円
	平等割	22,000円	15,572円
支援分	所得割	2.7%	3.19%
	均等割	9,200円	12,827円
	平等割	9,000円	8,704円
介護分	所得割	2.2%	2.77%
	均等割	9,200円	13,832円
	平等割	7,000円	6,707円